

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年 5 月 14 日
【事業年度】	第 108 期(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
【会社名】	日産自動車株式会社
【英訳名】	NISSAN MOTOR CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 西川 廣 人
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区宝町 2 番地
【電話番号】	045(523)5523(代)
【事務連絡者氏名】	経理部連結会計グループ主担 齊藤 千 恵
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	045(523)5523(代)
【事務連絡者氏名】	経理部連結会計グループ主担 齊藤 千 恵
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

### 第1 経緯

当社は、(a)当社元代表取締役兼会長であるカルロス・ゴーン氏（以下「ゴーン氏」といいます。）、元代表取締役グレッグ・ケリー氏（以下「ケリー氏」といいます。）及び両名に協力していた可能性がある者による重大な不正行為、並びに、(b)その他当社の役員報酬等の開示の正確性に影響し得る事実関係（以下「本事案」と総称します。）の発覚を受け、徹底的かつ幅広い対応を行ってまいりました。かかる対応とこれに伴う調査は網羅的なものであり、当社のグローバルリスク&コンプライアンス室において把握できた重要なコンプライアンスに関する事項の全てを調査してまいりました。当社は、かかる調査における結果に基づき、(a)平成31年3月期における本事案に関連する当社の財務情報の一括修正（以下「本一括修正」といいます。）、及び(b)役員報酬等の開示に関する平成18年3月期乃至平成30年3月期の各年の過年度訂正（以下「本報酬開示訂正」といいます。）の内容を準備しました。これらについて社外の会計・法務の専門家を委員に含む財務報告に関する社内評価委員会の検討手続きを踏んだ後、当社の取締役会において、上記の調査の結果を考慮した上で、令和元年5月14日、平成18年3月期から平成30年3月期までの各事業年度の有価証券報告書に係る訂正内容を、承認しました。同日、当社は、(a)本一括修正を反映した平成31年3月期の通期決算短信を公表し、(b)本報酬開示訂正に係る訂正報告書を関東財務局に提出しました。平成26年3月期から平成30年3月期に係る訂正内容については、金融庁の電子開示システムのEDINET（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）及び当社のウェブサイト（<https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/>）において、有価証券報告書の公衆縦覧期間に含まれない平成18年3月期から平成25年3月期に係る訂正内容については当社のウェブサイト（<https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/>）において、それぞれご覧いただくことができます。本訂正報告書は、平成19年6月25日に提出いたしました第108期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書となります。

### 第2 概要

当社は、平成13年3月期から平成15年3月期において、新株引受権付社債を用いた株価連動型のインセンティブ報酬制度を実施しました。同制度に基づくインセンティブ受領権の行使に係る役員の税負担については、一部を当社が負担することを、役員にインセンティブ受領権を付与した後の時点において決定しました。当社による税負担額（当社による税負担額が報酬扱いされることによる、当該報酬部分に対する税負担額を含む。）は、対象のインセンティブ受領権が行使された事業年度における、当社の役員としての報酬等に該当しますが、上記有価証券報告書において開示した役員報酬の内容に含まれていませんでした。これを訂正するために、本訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 2. 役員報酬の内容

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

##### 2. 役員報酬の内容

(訂正前)

当社の取締役に対する報酬は、平成15年6月19日開催の第104回定時株主総会において決議されたとおり、確定額金銭報酬と株価連動型インセンティブ受領権から構成されている。確定額金銭報酬は、平成17年6月21日開催の第106回定時株主総会の決議により年額26億円以内とされており、その範囲内で年度業績のダイナミックな反映及びグローバルな競争力のある報酬を基本とした運用を行なっている。

一方、株価連動型インセンティブ受領権は、当社の持続的な利益ある成長に対する取締役の意欲を一層高めることを目的としており、年間付与総数を当社普通株式600万株相当数を上限として中長期的な業績連動型のインセンティブとして運用を行なっている。

監査役に対する報酬は、同じく平成17年6月21日開催の第106回定時株主総会の決議により年額1億2,000万円以内とされており、その範囲内で監査役がより安定的に透明性の高い監査機能を果たすことを促進することを基本とした運用を行なっている。

当事業年度の取締役および監査役に支払われた報酬の額は取締役9名に対し、2,518百万円、監査役4名に対し68百万円である。そのうち、社外役員(取締役1名及び監査役3名)の報酬等の額が45百万円含まれている。また、その他に取締役8名に対し、株価連動型インセンティブ受領権を510万株相当数付与した。(参考:付与時点における株価を用いて算定した公正な評価単価は、222.30円/株となる。)なお、同受領権の行使可能数は、被付与者の業績目標の達成度に応じ、510万株相当数を上限として最終的に決定される。

(訂正後)

当社の取締役に対する報酬は、平成15年6月19日開催の第104回定時株主総会において決議されたとおり、確定額金銭報酬と株価連動型インセンティブ受領権から構成されている。確定額金銭報酬は、平成17年6月21日開催の第106回定時株主総会の決議により年額26億円以内とされており、その範囲内で年度業績のダイナミックな反映及びグローバルな競争力のある報酬を基本とした運用を行なっている。

一方、株価連動型インセンティブ受領権は、当社の持続的な利益ある成長に対する取締役の意欲を一層高めることを目的としており、年間付与総数を当社普通株式600万株相当数を上限として中長期的な業績連動型のインセンティブとして運用を行なっている。

監査役に対する報酬は、同じく平成17年6月21日開催の第106回定時株主総会の決議により年額1億2,000万円以内とされており、その範囲内で監査役がより安定的に透明性の高い監査機能を果たすことを促進することを基本とした運用を行なっている。

当事業年度の取締役および監査役に支払われた報酬の額は取締役9名に対し、2,600百万円、監査役4名に対し120百万円である。そのうち、社外役員（取締役1名及び監査役3名）の報酬等の額が45百万円含まれている。また、その他に取締役8名に対し、株価連動型インセンティブ受領権を510万株相当数付与した。（参考：付与時点における株価を用いて算定した公正な評価単価は、222.30円/株となる。）なお、同受領権の行使可能数は、被付与者の業績目標の達成度に応じ、510万株相当数を上限として最終的に決定される。